【周知依頼】（中小企業庁）燃料価格高騰時における内航海運業の価格転嫁の徹底についての要請

今般の中東情勢を受け、内航海運業者が使用する重油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社が重油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの重油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、内航海運業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念される内航海運業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保すべく、国土交通省海事局長、中小企業庁事業環境部長及び公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当）より、添付のとおり要請申し上げます。

つきましては、大変お手数ではございますが、添付の要請文を貴団体内で周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、中東情勢関連の情報につきましては、
経済産業省のワンストップポータル、中小企業庁の特設サイトを開設しておりますので、御確認いただけますと幸いです。

■中東情勢関連対策ワンストップポータル
https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html
■中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/index.html

引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

-*

中小企業庁 事業環境部 取引課
メール：bzl-s-chuki-torihiki@meti.go.jp
TEL：03-3501-1511（内線：5291）